

1 調査の目的と仮説

(1) 背景

2015年4月、財政制度等審議会において介護保険における軽度者に対する福祉用具貸与・住宅改修の在り方に関する提言があり、要支援1から要介護2までの軽度者について、福祉用具・住宅改修サービスを原則自己負担とすべきとの方向が示された。また6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針）では「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」と記述されている。

このように、介護保険における福祉用具・住宅改修サービスの軽度者への給付は大幅に絞り込まれる方向での議論が進められている。

(2) 目的

給付抑制の主な対象とされている要支援1から要介護2までの福祉用具利用では、利用者の多い福祉用具貸与は車いす（付属品含む）、歩行器、手すり、多点つえ、特殊寝台（付属品含む）、の5種目である。このうち、特殊寝台および車いすは、利用することによって他の介護費の抑制につながるものであり、歩行器、多点つえおよび手すりは日常生活に欠かせないだけでなく、重度化を防いだり遅らせたりすることで、結果として介護費や医療費を抑制するものでもある。

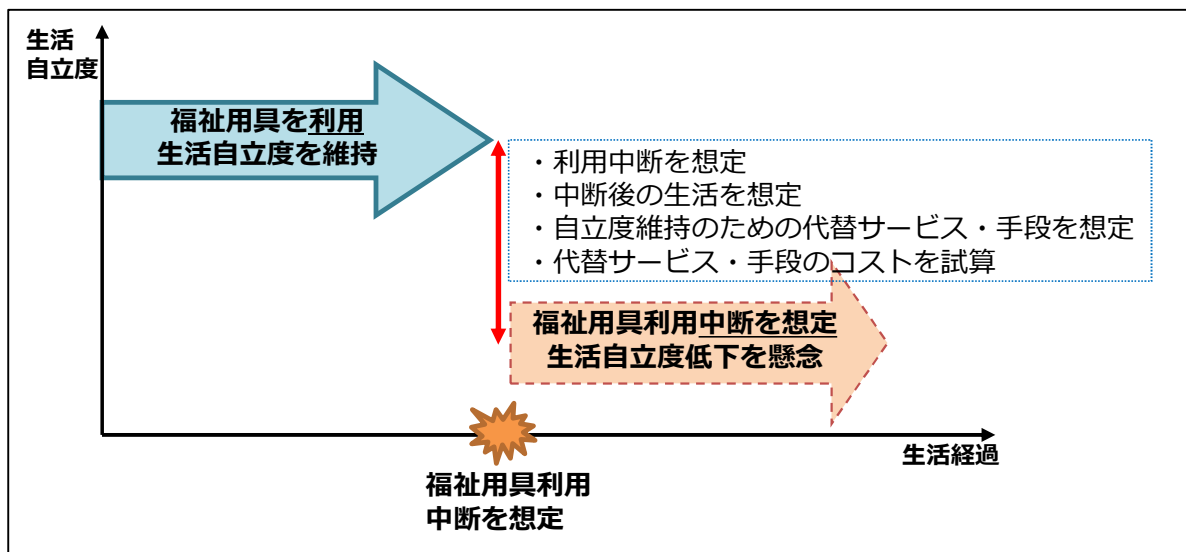
今後の介護保険制度改正の議論の中では、こうした軽度者の福祉用具の利用効果についても一定の理解を踏まえた議論が進められることが望まれる。本調査は、こうした理解を進めるためのデータを提供することを目的として実施するものである。

(3) 調査仮説

以下を調査仮説として調査を設計した。

- 現在、福祉用具を利用して自立した生活を維持している人においては、福祉用具が利用できなくなると生活の自立度が著しく低下する可能性がある。
- それを補うために、福祉用具サービス以外のよりコストの高いサービスを利用することになる。

利用効果検討のモデル（利用中断に対する代替サービスの想定）



(4) 実施体制

「利用している福祉用具の代替手段に関する調査」検討委員を設置し、調査方法、調査結果の評価、報告書作成などについて協議した。検討委員会のメンバーは下記に示すとおりである。

岩元 文雄	株式会社カクイックスウィング 代表取締役
助川 未枝保	株式会社千葉福祉総合研究所 代表取締役・所長
野村 勲	元国際医療福祉大学大学院 教授
橋本 政彦	株式会社三菱総合研究所 人間・生活研究本部主席研究員
○渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション部 研究開発担当部長

(○は委員長)